

社会福祉法人 恵泉会 一般事業主行動計画（次世代法）

職員の仕事と家庭の両立を図るため出産と子育てを支援し、子育てをしていない職員も含めた全職員がその能力を十分に発揮しながら働き続けることができる雇用環境の整備を行うために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間

2. 内 容

目標1 産休・育児・介護休業期間中の代替職員の確保や業務内容・体制の見直しをする。

〈対策〉

- ・令和7年4月～ 職員の業務内容を見直しハローワーク、広報等を通じて速やかに代替職員が確保できる職場環境を作る。

目標2 男性の育児休業取得を促進するための措置を実施し、取得率50%を目指す。

〈対策〉

- ・令和7年4月～ 男性も育児休業を取得できる職場環境に努め、引き続き啓蒙を図る。

目標3 育児休業中の職員の職業能力の開発、向上等、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備する。

〈対策〉

- ・令和7年4月～ 育児休業中の職員に対し復帰後に向けた職場情報を伝える。

目標4 年次有給休暇の取得を促進するための措置を実施し、1人当たり平均年間10日以上とする。

〈対策〉

- ・令和7年4月～ 気兼ねなく年次有給休暇が取れる職場環境を醸成する。また、年次有給休暇の取得率を分析し業務内容の見直しを図る。

【 男 女 別 の 育 児 休 業 等 取 得 率 】

期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

		令和7年4月現在	
男性	20.0%	女性	100.0%